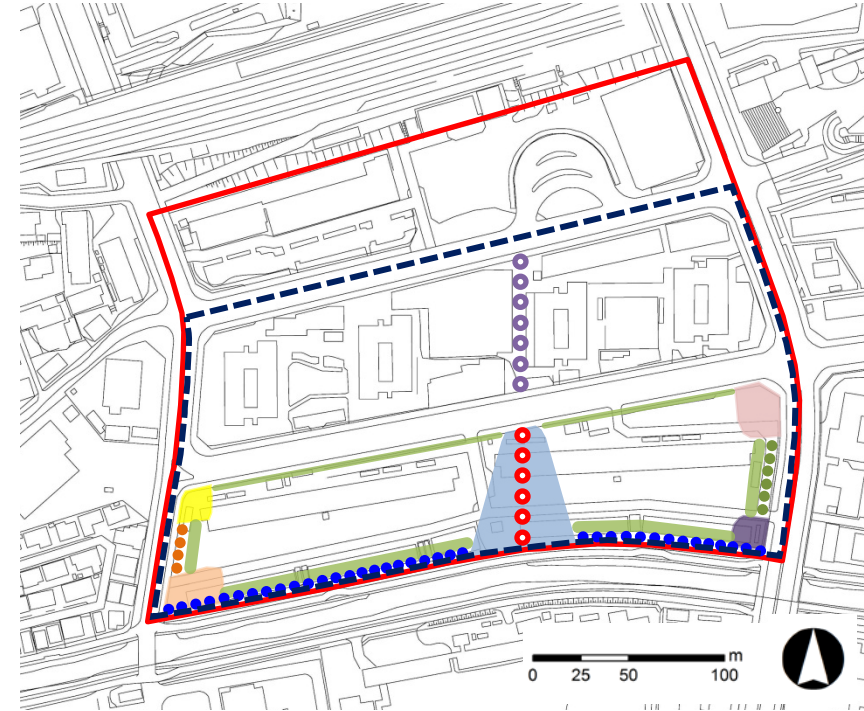
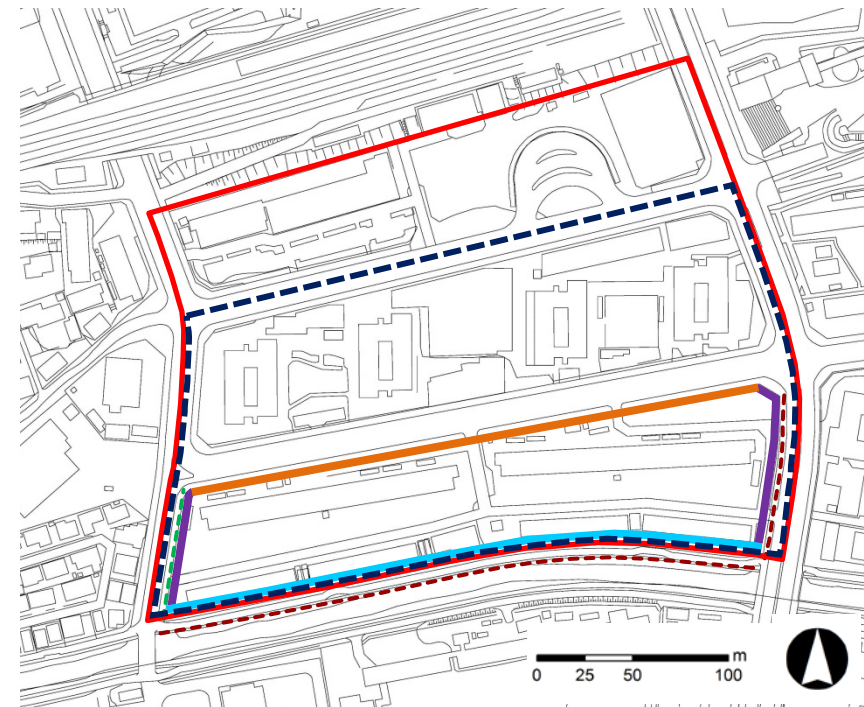


【図2】地区施設



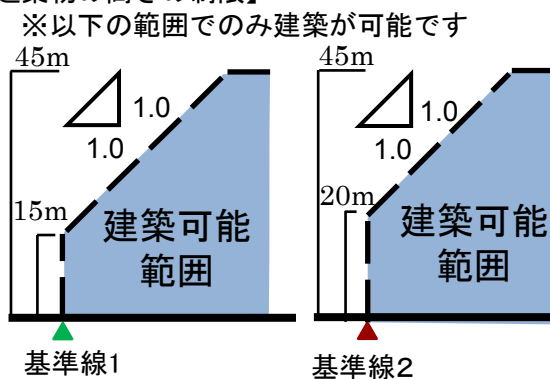
凡例	
	広場1 (約2,000㎡)
	広場2 (約500㎡)
	広場3 (約250㎡)
	広場4 (約500㎡)
	広場5 (約250㎡)
	歩行者用通路1 (幅員12m、延長約60m)
	歩行者用通路2 (幅員12m、延長約70m)
	遊歩道1 (幅員4m、延長約310m)
	遊歩道2 (幅員2m、延長約30m)
	遊歩道3 (幅員2m、延長約40m)
	緑地 (約1,800㎡)

【図3】壁面の位置の制限及び建築物の高さの制限



凡例		
制限壁面の位置の		敷地の境界線から8m以上後退
		道路の境界線から6m以上後退
		道路の境界線から2m以上後退
の建築物の制限高さの		基準線1
		基準線2

【建築物の高さの制限】



	地区計画の区域		地区整備計画の区域
--	---------	--	-----------

【お問合せ先】

(地区計画の内容について)

- ◆ 横浜市都市整備局地域まちづくり課
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 市庁舎6階 TEL:045-671-2667

(都市計画手続について)

- ◆ 横浜市建築局都市計画課
〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地の1 JNビル14階 TEL:045-671-2657
都市計画課ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/>

横浜市からのお知らせ

都市計画市素案説明会のお知らせ

～ 本郷台駅周辺地区地区計画の都市計画決定について～

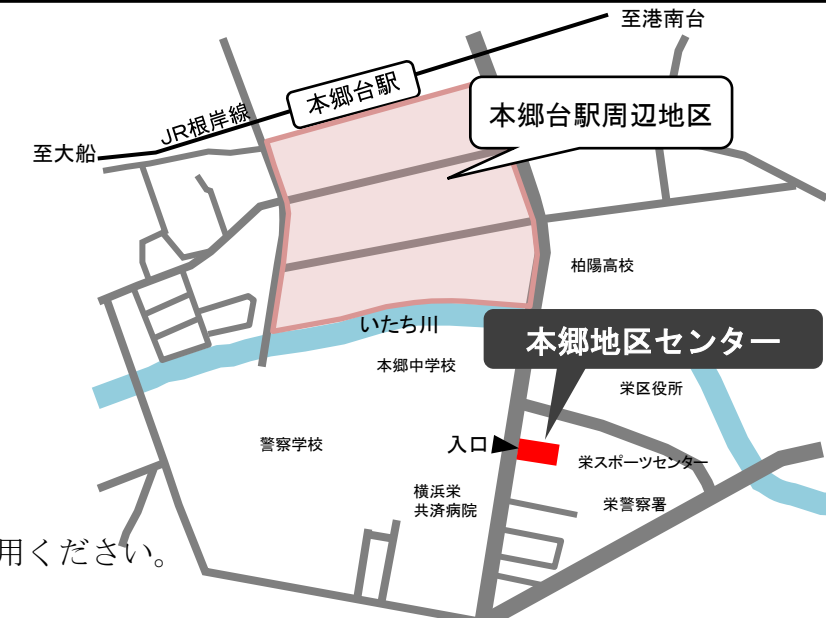
JR根岸線本郷台駅前に位置し、南側でいたち川に接する本郷台駅周辺地区では、平成26年度より開催された「本郷台駅周辺地区まちづくり懇談会」の中で、本地区におけるまちの在り方について検討が行われ、平成27年5月に「本郷台駅周辺地区まちづくり構想」が策定されました。

このたび、このまちづくり構想や横浜市のまちづくりの方針、本地区の特性を踏まえて、周辺地域との調和、駅前広場といたち川への連続性の確保、地域の交流を促すような施設の誘導等、区の中心部にふさわしい快適な魅力ある環境を形成するため、地区計画の決定を行うこととし、都市計画市素案を作成しました。

この都市計画市素案の内容や今後の手続について説明するため、説明会を開催します。

都市計画市素案説明会

- 日時
平成27年10月23日(金)
午後7時開始(開場6時30分)
- 会場
本郷地区センター2階 大集会室
(栄区桂町301番地)
JR根岸線「本郷台駅」徒歩8分
- 事前の申込は不要です。
当日、直接会場へお越しください。
- 駐車場の用意はありません。
ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



○都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付

縦覧(閲覧)期間:平成27年10月23日(金)から平成27年11月6日(金)まで
※土・日・祝日を除く

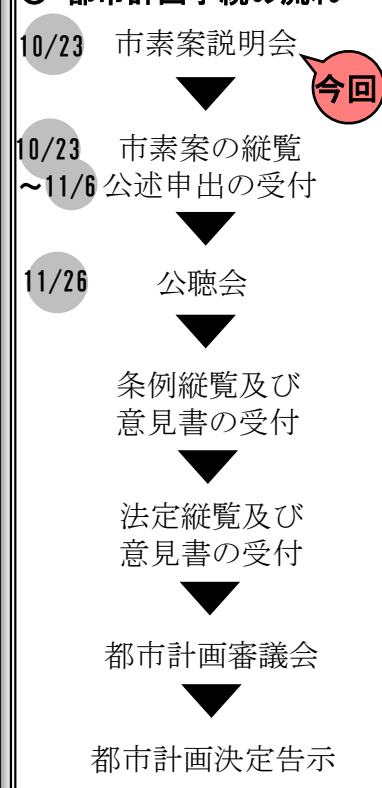
縦覧(閲覧)場所:建築局都市計画課
(受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで)
※ 栄区役所区政推進課で、都市計画市素案の写しを閲覧できます。
(栄区役所での受付時間:午前8時45分から午後5時まで)
※ 都市計画課ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。

公述申出:関係住民及び利害関係人は公述申出ができます。
公述申出書は、縦覧(閲覧)期間中に都市計画課ホームページから電子申請をご利用いただくか、都市計画課へ郵送又は持参してください。**平成27年11月6日(金)必着**
※ 公述申出書は、縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、都市計画課ホームページからダウンロードできます。
※ 10名を超える申出があった場合には、抽選を行います。

○公聴会の日時及び会場(公述申出があった場合に開催)

日時:平成27年11月26日(木)午後7時開始
会場:本郷地区センター2階 大集会室
※ 傍聴は申込不要です。当日、直接会場へお越しください。
※ 公聴会開催の有無は、11月10日(火)以降に都市計画課ホームページでご確認いただくか、電話でお問合せください。

○都市計画手続の流れ



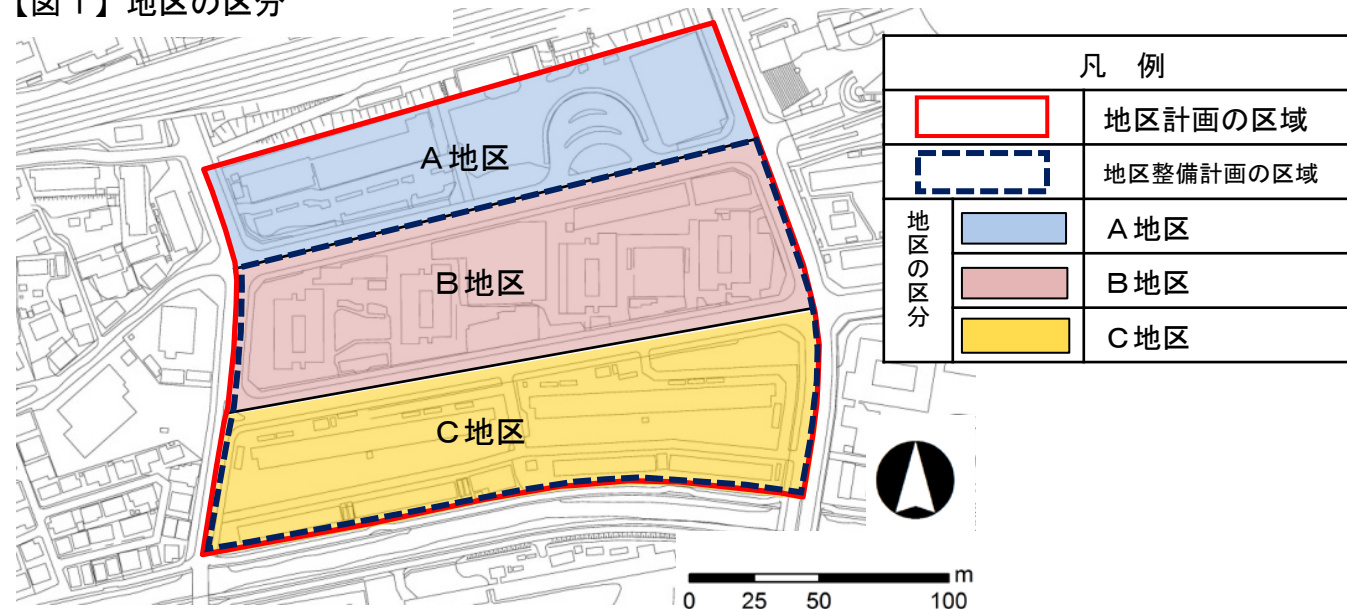
【都市計画市素案の概要】

地区計画の決定

この資料は都市計画の主な内容を分かりやすく記載しています。
正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。

名称	本郷台駅周辺地区地区計画
位置	栄区小菅ケ谷一丁目及び小菅ケ谷二丁目地内
面積	約7.3ha
地区計画の目標	駅前広場と駅前公園の一体性及び駅前広場といたち川への連続性を確保し、駅前にふさわしいにぎわいの創出や地域の交流を促すような施設を誘導することで、区を中心部にふさわしい良好で快適な魅力ある環境の形成を目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針 区域を3区分し、土地利用の方針をそれぞれ次のように定める。【図1参照】 A地区：・商業施設及び中高層住宅の立地を図る。 ・駅前広場と駅前公園の一体的な再整備により、魅力的な駅前空間を形成する。 B地区：・商業施設及び中高層住宅の立地を図る。 ・駅前広場といたち川プロムナードをつなぐ歩行者用通路沿いのにぎわいを創出する。 C地区：・駅前から連続するにぎわいを創出するため、駅前広場といたち川プロムナードをつなぐ歩行者用通路と一体の広場を配置する。 ・周辺の利便性を高めるため、低層部に地域に貢献する商業施設や交流施設、福祉施設等及び多世代向けの中高層住宅の立地を図る。
	地区施設の整備の方針 ・地域の魅力向上及び歩行者の利便性向上のため、駅前広場といたち川プロムナードをつなぐ歩行者用通路を整備する。 ・適切に緑を配置し市民が憩える空間とするとともに、歩行者用通路との一体性を確保した広場を整備する。 ・子供の遊び場、健康づくりの場、災害時に一時的に避難できる場など、多様な機能を持つ広場を整備する。 ・街区周囲に緑地を整備する。 ・遊歩道は、緑地と一体的に整備し、豊かな歩行者空間の形成を図る。
	建築物等の整備の方針 ・低層部のにぎわいを創出する。 ・建築物の計画にあたっては、省資源、省エネルギー化の推進等、環境に配慮する。 ・C地区においては、駅前広場方面からいたち川へ視線が抜けることを意識した建物配置とするとともに、地域に貢献する用途を誘導する。
	緑化の方針 ・魅力ある都市景観を形成するため、街並みと一体となった緑化を推進する。 ・特に視線の集まる場所や動線の交わる場所に重点的な緑化を図る。 ・いたち川沿いについては、自然的環境を生かした四季を感じる街並みとするため、街並みに調和した樹種等による量感のある緑化を推進する。

【図1】地区の区分



地区整備計画	地区施設の配置及び規模		【図2参照】	
	地区の区分 【図1参照】	名称	C地区	
		面積	約2.7ha	
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 1階を住居の用に供するもの(1階に次に掲げる建築物の用途に供する部分を含むもの(当該部分の床面積の合計が900㎡以上のものに限る。)を除く。) (1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 保育所 (3) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(入居、入所又は入院する者が使用する居室を有するものを除く。) (4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの(入居、入所又は入院する者が使用する居室を有するものを除く。) (5) 事務所 (6) 集会場 (7) 病院 (8) 診療所 (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (10) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 2 工場(店舗、飲食店等に附属するものを除く。) 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)	
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6	
		建築物の敷地面積の最低限度	7,000㎡(適用の除外あり)	
		壁面の位置の制限	図3に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない	
		建築物の高さの最高限度	45m(図3に示す周辺配慮斜線の制限あり)	
		建築物等の形態意匠の制限 ※色彩は、マンセル表色系による	【建築物】 周囲への景観的調和に配慮するために、 ・高さが20mを超える部分は、水平方向の長さを70m以下とすること。 ・柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節すること。 ・基調となる素材や形態、意匠を整えること。 ・広場1に面する1階部分は、建築物内部の活動等が望めるようにすること ・色彩は、黄赤系、黄系、黄緑系若しくは緑系で明度6以上かつ彩度3以下又は無彩色で明度6以上を基調とすること。(太陽光発電設備若しくは太陽熱利用設備又はガラス面の部分を除く。)※ ・高さが20mを超える部分の色彩は、高さ20m以下の部分の基調色よりも明度の高い色彩を基調とすること。※ ・屋上に設置する建築設備等は、乱雑な外観とならないようにすること。 ・駐車場又は駐輪場は、乱雑な外観とならないようにすること。 【屋外広告物】 周囲への景観的調和に配慮するために、 ・街並みとの調和に配慮した形態意匠とし、その大きさは必要最小限のものとする。また、その照明は過剰なものを避け、光源を点滅させるものは設置しないこと。 ・建築物の高さ20mを超える部分には設けないこと。 ・屋上看板は設置しないこと。	
		建築物の緑化率の最低限度	100分の15	